

○犯罪による収益の移転防止に関する法律 拠粹

(平成19年法律第22号)

(定義)

第2条 (略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一～三十 (略)

三十一 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第23項に規定する商品  
先物取引業者

三十二～四十六 (略)

(立入検査)

第15条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営  
業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に關  
し関係人に質問させることができる。

2～4 (略)